

「子ども家庭総合支援拠点の設置」について

1 設置

令和4年4月1日、子ども福祉課子ども安全室に子ども家庭総合支援拠点の機能を設置しています。

2 背景

近年、児童虐待が全国的に増加し深刻な社会問題となっています。児童虐待は子どもの健全な心身の発達や発育に深刻な影響を与える最も重大な人権侵害であり、児童虐待対策の取組は本市においても一層推進すべきものと捉えています。

このような状況を踏まえ、子どもにとって最も身近な地域における、子どもの見守り及び子どもの福祉に関する支援等の体制強化を図る必要があります。

3 根拠・設置理由

児童福祉法 第10条の2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

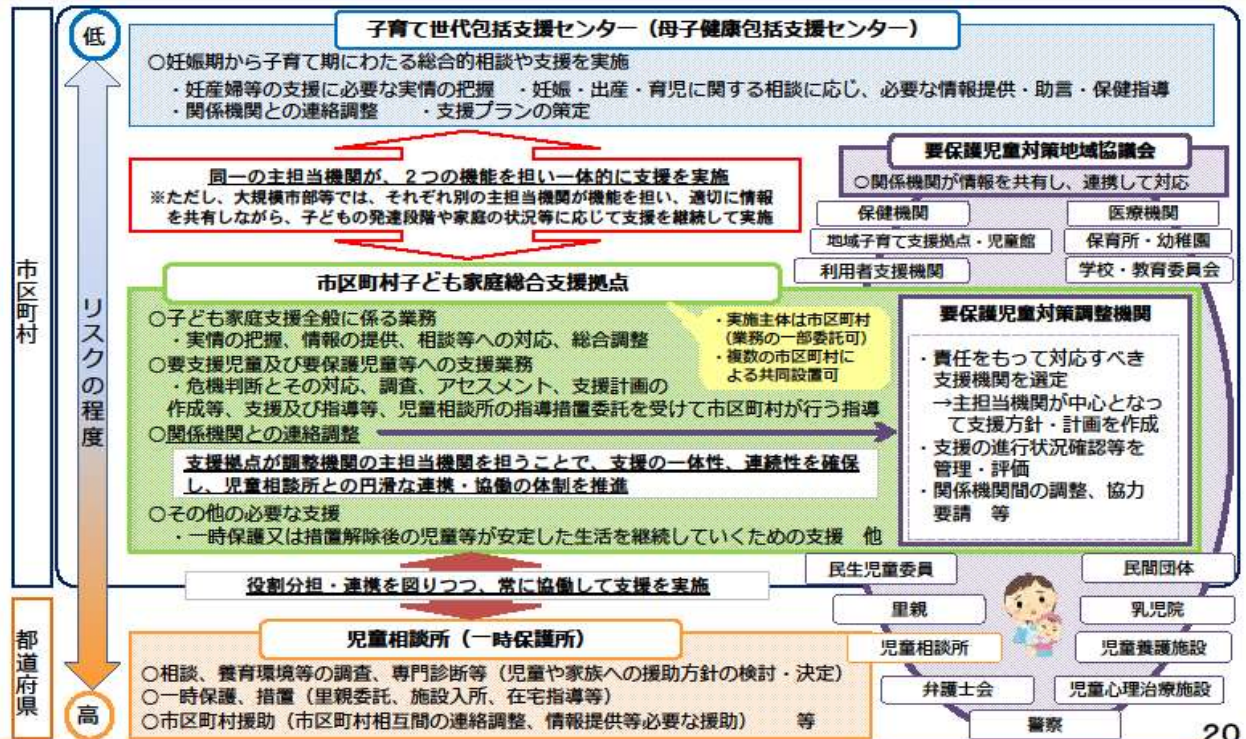
市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について

4 相談支援体制の強化について

社会福祉士等の資格を有する職員が複数人のチームで対応できるよう配置し、子どもやその家族及び妊産婦などを対象に、実情の把握や調査、訪問などの継続的なソーシャルワーク業務を行ってまいります。

5 参考 国の示すイメージ図

(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子健康及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて機軸すること。